**大阪府公立学校教員職場復帰支援事業について**

**大阪府教育庁**

**■　現状等について**

　 教員は、日ごろ教育活動を行なう中で、児童・生徒、保護者や地域住民など複雑・多様な人間関係から極めて緊張感の高い状態におかれることが多く、心身とも大きなストレス状態にさらされており、近年、こうしたことが起因して長期間にわたり療養を要する教員が増加している。また、こういった教員が直ちに職場復帰した場合、精神的ストレスや肉体的な負荷が要因となって再び休職を繰り返す事例が多く見られる。

そこでこれらの教員が円滑な職場復帰を行うとともに、その後の再発を防止し、教員としての適性や意欲を回復するための支援策が必要となっている。

**■　職場復帰支援事業の概要について**

復職前に慣らし的なプログラムを行うことは、教員が円滑な職場復帰を行うとともに、休職を繰り返さないために医学的にも有効な手段であると言われている。プログラムは、あくまでも参加者本人の意志と自己責任のもとで行うものであり、参加者それぞれが無理なくスムーズな職場復帰ができるよう、精神科医等の専門家による職場復帰支援プログラムを実施するものである。

＜職場復帰支援事業の内容＞

(1) 対 象 者

精神疾患により休職している府立学校に勤務する教員及び府費負担教員(大阪市、堺市及び豊能地区を除く)

ただし、過去に参加実績のある者は、２回目以降の参加を不可とする。

(2) 実 施 方 法　 大阪府教育委員会が専門医療機関に職場復帰支援事業を委託する。

　　　　　　　　　　（公立学校共済組合　近畿中央病院（兵庫県伊丹市車塚３－１））

(3) プログラム内容

①集団精神療法

同様の問題をかかえた者たちが互いに意見交換を通して、自己洞察を深め、今後のストレスコ

　　　　 ントロールや職場復帰について具体的に考えていくことを目的とする。

②模擬授業

教科指導や学級把握についての悩みは教師の感じるストレス項目のひとつであり、授業を模擬

で行うことで、職場復帰に向けてのリアリティと自信につなげることを目的とする。

　 ③各種グループワーク等

　　 　運動や芸術活動を通じて心身の状態を整える。また、ボランティア等の各種作業を通じて働く

ことの喜びを取り戻させ、職場復帰への足がかりとする。

(4) プログラム期間及び参加者数

プログラム期間は、１期当たり約３ヶ月とし、年間２期（各８名）実施する。

　　　　　また、参加者は、１期：８名、２期：８名とする。

＜年間スケジュールの**目安**＞

３月　 ４月　 ５月　 ６月　 ７月　 ８月　 ９月　１０月　１１月　 １２月　１月　 ２月　 ３月

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　 　　　　 　　　 ◇　 　 　　　■

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（第1期）　 ◇　　　　 　　　　　　■

◇準備（面接等） ■復職手続 （第2期）

(5) そ の 他

プログラム参加中（通院を含む）の事故については、プログラムには休職中に自己の申出により参加するものであることから、公務災害等には該当しない。

(6) 手続き等について

1. プログラム開始１ヶ月ほど前に参加者の募集を行う。
2. 休職中の教員で病状が回復し、プログラムへの参加を希望する場合、主治医に相談のうえ、「職場復帰支援プログラム参加申出書兼同意書」(実施要領様式第１号)を学校長（府費負担教員にあっては、学校長を通じて市町村教育委員会）に提出する。
3. 学校長（府費負担教員にあっては、市町村教育委員会）は、申出書兼同意書を添えて府教育委員会に副申(実施要領様式第２号)する。
4. 府教育委員会は、指定する専門医療機関における事前面接の実施日時を学校長（府費負担教員にあっては、市町村教育委員会）に対して連絡する。

指示された日時に専門医療機関において、プログラム担当医が、原則として学校長立会いのもと本人との面接を行い、職場復帰支援プログラム参加の可否を判断する（面接の結果、プログラムへの参加が認められない場合がある。）。

但し、次のいずれかの場合は、面接を行わない場合がある。

ア　面接を行う前に、主治医に病状確認を行った時点で、参加不適応であることが明らかとなった場合。

イ　参加希望者が多数の場合等、全員の面接を行うことができないとき。（但し、主治医意見の内容等により、参加の可否の判断を行う。）

1. 府教育委員会は、府立学校長、市町村教育委員会を通じて本人に参加の可否を通知(実施要領様式第３号)し、この通知によりプログラムに参加する。
2. プログラム中又は参加可の通知を受けた後、やむを得ない事情によりプログラム参加を中止する場合は、学校長（府費負担教員にあっては学校長を通じて市町村教育委員会）に「職場復帰支援プログラム中止申出書」(実施要領様式第４号)を提出し、学校長（府費負担教員にあっては市町村教育委員会）は、申出書を添えて速やかに府教育委員会に副申(実施要領様式第５号)する。
3. プログラム終了後の復職等の手続きについては、従前の手続きによるものとする。